茨城県報　第１９５５号

平成20年２月28日

木　曜　日

目　　次

規　　則

（教育委員会）　ページ

◉茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……2
◉茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則……2

告　　示

◉青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）……4
◉介護機関の指定（福祉指導課）……4
◉医療機関及び施術機関の指定，廃止及び変更（福祉指導課）……5
◉指定居宅サービス事業者の指定の取消し（長寿福祉課）……6
◉障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し（障害福祉課）……6
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（６件）（中小企業課）……7
◉道路の区域の変更（５件）（道路維持課）……12
◉道路の供用の開始（４件）（道路維持課）……14
◉車両制限令の規定に基づく道路の指定（道路維持課）……15
◉車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定（道路維持課）……16
◉土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）……17
◉土地改良事業の認可（土地改良事務所）……18

（選挙管理委員会）

◉政治団体の収支に関する報告書の要旨の訂正……18
◉選挙管理委員会第３回定例会の招集……18

公　　告

◉漁船損害等補償法施行令に基づく発起届（漁政課）……19
◉県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）……20
◉基本測量の実施（用地課）……20
◉建築協定の加入（建築指導課）……21
◉開発行為の工事完了（14件）（建築指導課）……21
◉道路の位置の指定（２件）（建築指導課）……23

（監　査　委　員）

◉定期監査の公表……24
◉財政的援助団体等の監査の公表……29

規　　則

（教 育 委 員 会）

茨城県教育委員会規則第３号

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年２月28日

茨城県教育委員会委員長　和　田　洋　子

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第７条を第８条とし，第３条から第６条までを１条ずつ繰り下げる。

第２条第１号中「(生徒に対し親権を行う者，親権を行う者がいないときは，未成年後見人をいう。以下同じ。)」を削り，同条を第３条とし，第１条の次に次の１条を加える。

（納入義務の履行）

第２条　条例第３条に規定する保護者（生徒に対し親権を行う者，親権を行う者がいないときは，未成年後見人をいう。以下同じ。）は，当該生徒と連帯して，授業料，入学料，受講料及び聴講料の納入義務を履行しなければならない。

付　則

この規則は，平成20年３月１日から施行する。

茨城県教育委員会規則第４号

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年２月28日

茨城県教育委員会委員長　和　田　洋　子

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立高等学校学則（昭和35年茨城県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第16条）

誓　約　書

このたび御校に入学を許可されました上は，学校の規則を守り，生徒としての本分に反しないよう，専心勉励いたします。

住　所

生徒氏名　㊞

上記の者が入学を許可されました上は，学校の規則その他の定めを守らせるのはもとより，授業料等の納入について，上記の者と連帯して履行しますとともに，本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。

住　所

生徒との続柄（又は関係）

保護者氏名　㊞

上記の者が入学を許可されました上は，本人が専心勉励することを保証します。

また，授業料等の未納の問題が生じないよう協力するとともに，保護者に事故ある場合は，学業に関する手続を保護者に代わって行います。

住　所

生徒との続柄（又は関係）

保証人氏名　㊞

年　月　日

茨城県立○○高等学校長　（氏　名）殿

入学料納付証明書添付欄

この枠内に，入学料納付証明書を添付して下さい。
(領収印がないものは無効です)。

(縦長)

付　則

この規則は平成20年３月１日から施行する。

告　　示

茨城県告示第225号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第８条第１項の規定に基づき，青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定番号	種類	題　　名	配給会社
２５８６	映画	超いんらん　やればやるほどいい気持ち	新東宝映画
２５８７	映画	どれいちゃんとごしゅじんさまくん	トルネード・フィルム
２５８８	映画	美しすぎる母	アスミック・エース
２５８９	映画	窯焚　－ＫＡＭＡＴＡＫＩ－	ティ・ジョイ
２５９０	映画	女復縁屋　美脚濡ればさみ	オーピー映画
２５９１	映画	ラスト、コーション	ワイズポリシー

茨城県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２の規定による介護機関について，次のとおり指定した。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指定年月日
0842041469 あけぼの薬局　つくば手代木店	つくば市手代木1920－３	居宅療養管理指導	株式会社メディカルサポート	平成20年１月11日
0870103124 でいほーむハクビ水戸	水戸市元吉田町779－２	通所介護 介護予防通所介護	アイネット株式会社	平成19年12月１日
0870201126 デイサービスセンターさくら	日立市小木津町620－１	通所介護 介護予防通所介護	合同会社デイサービスセンターさくら	平成20年２月１日
0871700563 藤代デイサービスセンター	取手市宮和田298	通所介護 介護予防通所介護	有限会社　メディカルアシスト	平成20年１月30日
0871700571 藤代ケアプランセンター	取手市宮和田298	居宅介護支援事業	有限会社　メディカルアシスト	平成20年１月30日
0871700589 藤代訪問介護サービス	取手市宮和田298	訪問介護 介護予防訪問介護	有限会社　メディカルアシスト	平成20年１月30日
0872001698 訪問介護のリバティー	つくば市大角豆2012－715	訪問介護	株式会社　リバティー	平成20年１月24日
0872001714 医療法人社団双峰会　大久保歯科医院	つくば市大曽根3722－８	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団双峰会	平成20年１月21日

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指定 年月日
0872600150 ひばりヶ丘居宅介護支援事業所	那珂市菅谷528	居宅介護支援事業	社会福祉法人　青燈会	平成20年１月24日
0874200439 居宅介護支援事業所　はばたき	結城郡八千代町菅谷1143－１	居宅介護支援事業	有限会社　飛翔	平成20年１月７日
0870100401 ヘルパーステーションけやき	水戸市酒門町4231－２	介護予防訪問介護	社会福祉法人　翠清福祉会	平成20年１月28日
0870100567 デイサービスセンターさかど	水戸市酒門町4231－２	介護予防通所介護	社会福祉法人　翠清福祉会	平成20年１月28日

茨城県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について，次のとおり指定，廃止及び変更したので，同法第55条の２の規定に基づき告示する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

コード 名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2020055 大野医院	つくば市島名634	内科･外科	大野　和実	平成20年１月３日	廃止
2012466 大野医院	つくば市島名634	内科・消化器科・小児科・アレルギー科	大野　博之	平成20年１月４日	指定
2011930 つくば木の花クリニック	つくば市東新井２－１ KMSS－２　202，203	心療内科・神経科・精神科	山口　直美	平成19年12月31日	廃止
2012458 つくば木の花クリニック	つくば市松野木109－１	精神科・神経科・心療内科	山口　直美	平成20年１月１日	指定
1830161 小林歯科医院	坂東市岩井2828－１	歯科	小林　勉	平成19年12月31日	廃止
1830476 小林歯科医院	坂東市岩井2828－１	歯科	小林　修	平成20年１月１日	指定
2740011 鰯屋薬局	稲敷市江戸崎甲2674	調剤	沼崎　則雄	平成19年12月31日	廃止
2740110 鰯屋薬局	稲敷市江戸崎甲2674	調剤	沼﨑　章	平成20年１月１日	指定
0611087 明野中央医院	筑西市海老ケ島926	内科･外科･小児科･放射線科	伊藤　賢一郎	平成19年４月30日	廃止
0611350 医療法人茗悠会　明野中央医院	筑西市海老ヶ島926	内科・外科・消化器科・小児科	医療法人茗悠会明野中央医院	平成19年５月１日	指定
0411272 第３さくらい医院	古河市緑町54－33	皮膚科	医療法人櫻樹会	平成19年12月31日	廃止
0411348 さくらい医院	古河市緑町54－33	皮膚科	小玉　裕子	平成20年１月１日	指定
1630033 安藤歯科医院	笠間市笠間1398	歯科	安藤　進	平成19年12月６日	廃止
1630538 安藤歯科医院	笠間市笠間1398	歯科	安藤　仁	平成19年12月７日	指定

コード 名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
849 川又整骨院	水戸市中原628－１	柔道整復	川又　力男	平成20年 １月４日	指定
1930821 くぼた歯科医院	牛久市ひたち野西73街区２－３画地	歯科・小児歯科	窪田　聡	平成19年 12月17日	指定
2111391 尚仁会クリニック	ひたちなか市堀口616－１	内科・消化器科・循環器科・泌尿器科・外科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科・アレルギー科	医療法人社団 尚仁会	平成19年 12月19日	指定
3390043 訪問看護ステーション「のぞみ」	那珂市菅谷605	訪問看護	医療法人社団 青燈会	平成20年 １月17日	指定
0710319 医療法人穣会　しろがねクリニック	結城市結城13447	整形外科･放射線科･神経内科･リハビリテーション科	医療法人　穣会	平成20年 ２月１日	変更
751 杉崎整骨院	守谷市けやき台１－31－６	柔道整復	根本　隆広	平成20年 １月１日	変更
285 汐見ヶ丘鍼灸院	北茨城市中郷町汐見ヶ丘10－110－19	はり・きゅう	古村　吉弘	平成19年 12月５日	変更
165 汐見ヶ丘鍼灸院	北茨城市中郷町汐見ヶ丘10－110－19	あん摩マッサージ	古村　吉弘	平成19年 12月５日	変更
1140247 石塚薬局	常総市栄町2657-3	調剤	有限会社　石塚薬局	平成20年 ３月１日	辞退

茨城県告示第228号

介護保険法（平成９年法律第123号）第77条第１項の規定に基づき，居宅サービス事業者の指定を平成20年３月31日の満了をもって取り消すこととしたので，同法第78条の規定により告示する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定取消対象事業所

介護保険 事業者名	事業所番号	事業所名	サービスの種類	所在地	指定 年月日	処分 決定日
有限会社ファミリー	0873600480	訪問介護サービスセンター　ファミリー	訪問介護	茨城県神栖市土合中央一丁目１番17号	平成14年 ８月７日	平成20年 ２月22日

茨城県告示第229号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第１項の規定に基づき，指定障害福祉サービス事業者の指定を平成20年３月31日の満了をもって取り消すこととしたので，同法第51条第１項の規定により次のとおり告示する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定取消対象事業所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定 年月日	処分 決定日	サービスの種類
0812900033	訪問介護 サービスセンター ファミリー	茨城県神栖市土合中央１－１－17	有限会社ファミリー	平成18年 10月１日	平成20年 ２月22日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護

茨城県告示第230号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグーひたちなか店

ひたちなか市中根3325番地　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成19年10月25日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地１	宇津木　雅　美

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成20年５月28日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,591㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　150台

㈡　駐輪場の収容台数　105台

㈢　荷さばき施設の面積　70㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　18㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前10時

（閉店時刻）　翌午前０時

㈡　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時30分～午前０時30分（一部午後９時）

㈢　駐車場の自動車の出入口の数

７箇所

㈣　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午前９時30分

キ　届出年月日

平成19年９月27日

２　市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
ひたちなか市	・繁忙期には駐車場出入口にガードマンを配置し，交通事故防止のための交通誘導を行うこと。また，出入口には見通しを妨げぬよう十分注意して看板等を設置し，位置を明確に示すとともに，夜間対策として夜間反射材を設置願いたい。 ・駐車場内における交通事故防止を図るため，繁忙期には交通誘導員を配置願いたい。	周辺地域の交通安全，良好な生活環境の保持および廃棄物減量化のため。
	・駐車場内通路，出入口における進行方向を示す矢印や，「勝田駅方面」といった方面表示の看板，停止位置を示す停止線及び「止まれ」表示と標識を設置願いたい。 ・駐車場内での逆行防止に努めること。 ・店舗出入口付近の歩行者用通路を確保すること。	
	・夜間の駐車場内の交通事故防止を図るため，交通障害物を発見しやすくする照明設備を設置すること。	
	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を遵守すること。	
	・閉店後においては，施錠設備のある工作物で駐車場を閉鎖し，その旨を利用者に対し周知すること。また，防犯対策にも配慮願いたい。 ・災害発生時における来客者等の避難誘導に対応するため，避難マニュアルの作成等万全を期すこと。 ・災害用戸別受信機を設置すること（市が無償で提供）。 ・搬出入車両や来客車両のアイドリングストップを徹底すること。	

茨城県告示第231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第

３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤひたちなか田彦店

ひたちなか市堂端２丁目１－10　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成20年１月15日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	小美玉市羽鳥2737	岡崎正光

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番２号	大高善興

⑶　届出年月日

平成19年12月18日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ田彦西店

ひたちなか市田彦1003－１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成20年１月15日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社スーパーカドヤ

（変更前）　代表取締役　岡　崎　光　男

（変更後）　代表取締役　岡　崎　正　光

⑶　届出年月日

平成19年12月18日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第233号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤ田彦西店

ひたちなか市田彦1003－１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成20年１月15日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	小美玉市羽鳥2737	岡　崎　正　光

（変更後）

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番２号	大　高　善　興

⑶　届出年月日

平成19年12月18日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤなか湊店

ひたちなか市田中後４丁目18　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成20年１月15日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	小美玉市羽鳥2737	岡崎正光

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番２号	大高善興

⑶　届出年月日

平成19年12月18日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第235号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーカドヤひたちなか佐和店

ひたちなか市高場字鹿原1484　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第１項）

平成20年１月15日

イ　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社スーパーカドヤ	小美玉市羽鳥2737	岡崎正光

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番２号	大高善興

⑶　届出年月日

平成19年12月18日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋本　昌

１　道路の種類　県道

２　路線名　磯崎港線

３　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
ひたちなか市阿字ヶ浦町字谷板沢1309番１地先から ひたちなか市阿字ヶ浦町字原1381番４地先まで	旧	メートル 最大 18.2 最小 6.9	メートル 710	
	新	最大 21.0 最小 9.7	710	現道拡幅

茨城県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　日立常陸太田線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
日立市西成沢町３丁目11番から 日立市西成沢町３丁目７番まで	旧	メートル 最大 8.5 最小 5.0	メートル 65	
	新	最大 10.5 最小 6.0	65	現道拡幅

茨城県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　水戸鉾田佐原線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
行方市大字青沼字笹塚909番６地先から 行方市大字青沼字中林911番４地先まで	旧	メートル 最大 10.2 最小 19.0	メートル 95	
	新	最大 10.2 最小 19.0	95	排水整備

茨城県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　土浦坂東線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
		メートル	メートル	
つくば市西大橋360番２地先から つくば市西大橋437番３地先まで	旧　（A）	最大　8.0 最小　5.4	145	
	新　（A）	最大　8.0 最小　5.4	145	迂回路設置
	新　（B）	最大　8.0 最小　7.0	139	

茨城県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　取手つくば線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
		メートル	メートル	
つくば市境田字長堀185番74地先から つくば市下平塚508番地先まで	旧　（A）	最大　43.3 最小　19.8	8,210	
	旧　（B）	最大　58.2 最小　30.0	1,400	
	旧　（C）	最大　83.0 最小　30.0	2,300	
	新　（A）	最大　43.3 最小　19.8	8,210	バイパス区間の一部延伸
	新　（B＋D＋C＋E）	最大　83.0 最小　30.0	7,740	

茨城県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　　線　　名　　県道　上吉影岩間線

2　供用開始の区間　　笠間市大字押辺字椚山16番４地先から

笠間市大字押辺字椚山2742番16地先まで

３　供用開始の期日　　平成20年２月28日

茨城県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　県道　磯崎港線

２　供用開始の区間　　ひたちなか市阿字ヶ浦町字西久保943番２地先から
ひたちなか市阿字ヶ浦町字西中丸2636番１地先まで
ひたちなか市阿字ヶ浦町字谷板沢1309番１地先から
ひたちなか市阿字ヶ浦町字原1381番４地先まで

３　供用開始の期日　　平成20年３月10日

茨城県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　一般国道　294号

２　供用開始の区間　　取手市戸頭９丁目22番１地先から
守谷市大字小山字水垂385番１地先まで
守谷市大字守谷字土塔前2589番８地先から
守谷市大字守谷字土塔前2597番３地先まで

３　供用開始の期日　　平成20年２月29日

茨城県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成20年２月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　路　　線　　名　　県道　土浦坂東線

２　供用開始の区間　　つくば市西大橋360番２地先から
つくば市西大橋437番３地先まで

３　供用開始の期日　　平成20年２月28日

茨城県告示第245号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき，通行する車両の総重量の最高限度が，車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路　線　名	区　　間
一般国道354号	鉾田市札140番３地先から 鉾田市札120番８地先まで
一般国道355号	小美玉市羽鳥157番１地先から 小美玉市羽鳥1040番地先まで
県道　茨城鹿島線 (路線番号18)	鉾田市鉾田563番１地先から 鉾田市鉾田787番１地先まで
県道　茨城鹿島線 (路線番号18)	鉾田市札141番１地先から 鹿嶋市大字爪木951番地先まで
県道　土浦境線 (路線番号24)	坂東市沓掛4024番２地先から 坂東市半谷234番１地先まで
県道　つくば千代田線 (路線番号53)	つくば市大曽根3352番５地先から つくば市小田1878番７地先まで
県道　赤浜谷田部線 (路線番号133)	下妻市高道祖3366番２地先から 下妻市高道祖327番３地先まで
県道　繁昌潮来線 (路線番号185)	行方市根小屋1002番地先から 潮来市茂木416番１地先まで
県道　荒井行方線 (路線番号186)	鹿嶋市大字津賀2285番１地先から 行方市根小屋1002番地先まで
県道　矢幡潮来線 (路線番号187)	行方市矢幡521番１地先から 潮来市大賀303番地先まで
県道　坂東菅生線 (路線番号252)	常総市大塚戸町1886番２地先から 常総市菅生町3053番６地先まで
県道　須賀北埠頭線 (路線番号238)	鹿嶋市大字爪木951番地先から 鹿嶋市大船津4400番地先まで

２　指定する期日　　平成20年４月１日

茨城県告示第246号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき，通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し，併せて，同令第10条第１項の規定に基づき，当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように指定する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路　線　名	区　間
一般国道125号	稲敷市佐倉707番２地先から 稲敷郡美浦村大字大谷390番地先まで
一般国道125号	稲敷郡阿見町大字阿見3039番６地先から 土浦市中266番１地先まで
一般国道355号	行方市麻生103番３地先から 小美玉市田木谷227番地先まで
一般国道408号	稲敷郡河内町長竿4634番地先から 稲敷市松山1206番地先まで
県道　水戸鉾田佐原線 (路線番号２)	鉾田市滝浜621番３地先から 行方市麻生103番３地先まで
県道　結城坂東線 (路線番号20)	坂東市岩井2842番１地先から 坂東市岩井2896番４地先まで
県道　土浦稲敷線 (路線番号25)	稲敷市江戸崎3567番地先から 稲敷市江戸崎3559番１地先まで
県道　江戸崎新利根線 (路線番号49)	稲敷市佐倉707番２地先から 稲敷市江戸崎3559番１地先まで
県道　江戸崎新利根線 (路線番号49)	稲敷市江戸崎3567番地先から 稲敷市松山1206番地先まで

２　指定する期日　　平成20年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は，次の通行方法によらなければならない。

⑴　走行位置の指定　　トンネル等の上空障害箇所では，車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので，車線からはみ出さないように走行するとともに，道路に隣接する施設等に出入するためやむを得ず車線からはみ出す場合は，標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。

⑵　後方警戒措置　　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ，交通の危険を防止するため，横寸法0.23メートル以上，縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上，縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を，車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。

⑶　道路情報の収集　　道路の状況は，工事の実施等により変化することがあるので，あらかじめ道路情報を収集し，上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

茨城県告示第247号

陽光台土地区画整理組合の事業計画の変更については，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定に基づき，次のとおり認可したので，同条第４項の規定により告示する。

平成20年２月28日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　事業計画を変更する組合

組合の名称　陽光台土地区画整理組合
事務所の所在地　猿島郡境町391番地の１
事業施行期間　自　平成４年10月５日
至　平成21年３月31日
施行地区　猿島郡境町大字下小橋字長五郎分の全部及び字上野，字蝉野，字古布呂内，字宮久保の各一部の区域
猿島郡境町大字上小橋字長五郎分の一部の区域
猿島郡境町字里ノ内，字下田の各一部の区域
設立認可の年月日　平成４年10月５日
２　変更認可の年月日　平成20年２月28日

茨城県告示第248号

福岡堰土地改良区から平成19年11月15日付けで施行認可申請のあった，農業生産基盤整備事業（かんがい排水）中島南部地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により平成20年２月７日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年２月28日

茨城県土浦土地改良事務所長　福　田　一　夫

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第１項の規定による政治団体の収支に関する報告書について，公明党茨城県本部から訂正の報告があったので，同法第20条第１項の規定に基づき，政治団体の収支報告書の要旨（平成19年茨城県選挙管理委員会告示第95号）の一部を次のように訂正する。

平成20年２月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

平成18年分政治団体の収支報告書の要旨⑴政党の部①総括表の公明党茨城県本部の項中「52,411,698」を「52,468,660」に，「15,842,183」を「15,785,221」に，「19,504,248」を「19,561,210」に，「15,640,679」を「15,697,641」に，「43,974,358」を「44,031,320」に改める。

茨城県選挙管理委員会告示第16号

平成20年第３回定例会を次のとおり招集する。

平成20年２月28日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

１　日　時
平成20年３月５日（水）午前10時30分
２　場　所
水戸市笠原町978番６
茨城県庁選挙管理委員室

３　議　題

⑴　平成20年第５回定例会の日程等について

⑵　市町村選挙の結果について

⑶　政治団体の設立届出等の状況について

⑷　その他

公　　告

◉漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための届出があったので，同令第５条第３項の規定により次のとおり公示し，届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出事項

発起人の住所及び氏名	加　入　区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合
北茨城市平潟町17 鈴木　長一　外２名	平　　潟	平潟漁業協同組合
日立市川尻町１－26－12 根本　酉吉　外２名	川　　尻	川尻漁業協同組合
日立市会瀬町１－３－19 横田　政男　外２名	会　　瀬	会瀬漁業協同組合
日立市久慈町４－３－７ 木村　　勲　外２名	久　　慈	久慈町漁業協同組合
日立市久慈町４－５－８ 稲川　徳雄　外２名		久慈浜丸小漁業協同組合
東茨城郡大洗町磯浜町6881－209 石田　　力　外２名	大　　洗	大洗町漁業協同組合
潮来市永山217 小谷野　武　外２名	牛　　堀	牛堀漁業協同組合

２　指定漁船調書縦覧

⑴　縦覧期間

平成20年２月28日から平成20年３月13日まで

⑵　縦覧場所

加入区	縦覧場所
平潟	北茨城市平潟町605 平潟漁業協同組合
川尻	日立市川尻町１－10－10 川尻漁業協同組合
会瀬	日立市会瀬町１－１－８ 会瀬漁業協同組合
久慈	日立市久慈町１－１－２ 久慈町漁業協同組合
	日立市久慈町１－１－２ 久慈浜丸小漁業協同組合
大洗	東茨城郡大洗町磯浜町字東8253－10 大洗町漁業協同組合
牛堀	潮来市永山827 牛堀漁業協同組合

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営岡堰地区土地改良事業（地盤沈下対策事業）につき計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この変更計画については，同法第87条の３で準用する同法第87条第６項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同法第87条の３で準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は，同法第87条の３で準用する同法第87条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　縦覧に供する書類

変更後の県営岡堰地区土地改良事業（地盤沈下対策事業）計画書の写し

２　縦覧の期間

平成20年２月29日から平成20年３月28日まで

３　縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

◉基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第４条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第14条第３項の規定により公示する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　測量機関　国土地理院

２　作業の種類　基本測量（宅地利用動向調査）
３　作業期間　平成20年４月１日から平成21年３月31日まで
４　作業地域　土浦市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，坂東市，つくばみらい市，猿島郡五霞町，猿島郡境町，北相馬郡利根町

◉建築協定の加入

下記の申込人は建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の２第２項により建築協定に加入したので，同法第75条の２第４項において準用する第73条第２項により次のとおり公告する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申込人　龍ケ崎市長山２丁目５番地10
星　善　雄
２　建築協定の名称　龍ケ崎ニュータウン長山２丁目建築協定
３　建築協定に加入する土地の位置及び面積
龍ケ崎市長山２丁目５番地10
214.20㎡
４　建築協定の内容　龍ケ崎市において縦覧に供する。
５　受理年月日　平成20年２月21日

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿嶋市大字明石字荒句西546番８，同番15
２　事業主の住所及び氏名
鹿嶋市大字明石546番地15
野　田　　馨
鹿嶋市大字下津273番地50（市営港ヶ丘団地1-304）
野　田　秀　志

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
龍ヶ崎市高須町字菱3850番１，同番３
２　事業主の住所及び氏名
龍ヶ崎市高須町3850番地１
植　竹　亮　生

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
守谷市大柏字中坪506番３，507番５

2　事業主の住所及び氏名

常総市内守谷町きぬの里三丁目37番地４　ロイヤルヒルズⅠ　203号

寺　田　光　夫，寺　田　尚　子

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市高野字瓜代2105番１

2　事業主の住所及び氏名

つくばみらい市小張5221番地（陽光台３丁目130街区５画地）ウィルコートＣ棟102号室

中　村　　　聰

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市高野字城ノ内1810番１，1811番１

2　事業主の住所及び氏名

牛久市上柏田４丁目38番地　サンライズ102

山　下　富士男

守谷市松ヶ丘５丁目32番地30

西　巻　健　治

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字原新田2844番165，同番166，同番279，同番281，同番282，同番283，同番284，同番285，同番286，同番287

2　事業主の住所及び氏名

つくばみらい市稲東34番地８

マミアナ建設株式会社

代表取締役　荒　井　洋　児

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字諏訪2143番３，同番20，同番43，同番45，2145番２，同番14

2　事業主の住所及び氏名

つくばみらい市筒戸2043番地

中　村　み　ち

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市磯部字熊野北1480番２

2　事業主の住所及び氏名

古河市磯部10番地７

岡　田　真　嘉，岡　田　まり子

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字城ノ内8747番１

2　事業主の住所及び氏名

結城市川木谷二丁目２番地３（マーブルハイツA－102）

関　山　一　則，関　山　真由美

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市岩井字原口西側4598番12，字桜下4599番２，4600番１，4604番１，同番２の一部，同番４の一部

2　事業主の住所及び氏名

守谷市松前台二丁目１番地３

新栄住宅株式会社

代表取締役　関　根　慎太朗

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市長須字西原155番１

2　事業主の住所及び氏名

千葉県野田市東宝珠花538番地11㈱小森コーポレーション関宿社宅206号室

白　石　吉　英，白　石　文　子

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字東蕗田字野良中755番10，同番11，756番２，同番34

2　事業主の住所及び氏名

東京都千代田区二番町８番地８

株式会社　セブン－イレブン・ジャパン

代表取締役　山　口　俊　郎

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字内野1171番６

2　事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字平塚1171番地

草　間　　実

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字内野1637番６

2　事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字平塚1639番地13

新　井　清　一

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年２月28日

茨城県知事　橋　本　　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿総建指令 第247号	平成20年２月８日	株式会社ミツワ産業 代表取締役 日向寺　守	鹿嶋市大字大小志崎789番地３	鹿嶋市大字角折字信1325番21	メートル 4.50	メートル 41.70

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
鹿総建指令 第252号	平成20年２月14日	オーシャンロッジ株式会社 代表取締役 兒嶋　和久	鉾田市台濁沢1065番地１	鉾田市阿玉字大堀1624番４	メートル 6.20	メートル 59.80

（監　査　委　員）

茨城県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定に基づき，定期監査をしたので，同条第９項の規定により，次のとおり公表する。

平成20年２月28日

茨城県監査委員　粕　田　良　一
同　武　藤　　均
同　島　﨑　英　男
同　平　田　公　敏

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県筑西県税事務所	19．９．26	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県潮来保健所	19．11．１	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター　窯業指導所	19．11．１	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	19．11．１	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立多賀高等学校	19．11．２	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立盲学校	19．11．２	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター	19．11．６	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田保健所	19．11．７	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県自治研修所	19．11．8	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県自転車競技事務所	19．11．8	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター常陸太田地域農業改良普及センター	19．11．8	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立産業技術短期大学校	19．11．9	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸土木事務所	19．11．13	財務に関する事務の執行は，工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県潮来土木事務所	19．11．16	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県北海道事務所	19．11．22	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田土地改良事務所	19．11．22	財務に関する事務の執行は，工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田土木事務所	19．11．22	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦土地改良事務所	19．11．27	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦土木事務所	19．11．27	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県常総土木事務所	19．11．27	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立那珂高等学校	19．11．29	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立小川高等学校	19．11．29	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県畜産センター　養豚研究所	19．12．3	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県那珂久慈流域下水道事務所	19．12．4	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立藤代高等学校	19．12．5	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県県北教育事務所	19．12．6	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県教育研修センター	19．12．6	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立大宮工業高等学校	19．12．6	財務に関する事務の執行は，契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立消防学校	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立こども福祉医療センター	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立産業技術専門学院	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター常陸大宮地域農業改良普及センター	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立商業高等学校	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県立笠間高等学校	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立大子養護学校	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立友部養護学校	19．12．10	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県鹿島港湾事務所	19．12．12	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県行方県税事務所	19．12．13	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター	19．12．13	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県利根流域下水道事務所	19．12．13	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立佐竹高等学校	19．12．13	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸太田県税事務所	19．12．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦県税事務所	19．12．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県大阪事務所	19．12．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立大洗高等学校	19．12．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立茨城東高等学校	19．12．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県境県税事務所	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター 山間地帯特産指導所	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立松丘高等学校	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立石岡第一高等学校	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立土浦湖北高等学校	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立竜ケ崎第二高等学校	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立岩瀬高等学校	19．12．19	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立佐和高等学校	19．12．20	財務に関する事務の執行は，収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県動物指導センター	19．12．25	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター 稲敷地域農業改良普及センター	19．12．25	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県ひたちなか保健所	19．12．26	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立結城第一高等学校	19．12．26	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県つくば保健所	19．12．27	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター繊維工業指導所	19．12．27	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立鹿島養護学校	19．12．27	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立鹿島高等学校	19．12．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立鹿島灘高等学校	19．12．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立波崎柳川高等学校	19．12．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県霞ケ浦環境科学センター	20．1．4	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県県南食肉衛生検査所	20．1．4	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立鹿島産業技術専門学院	20．1．11	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立東海高等学校	20．1．11	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸農業高等学校	20．1．11	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立鉾田第一高等学校	20．1．11	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立竹園高等学校	20．1．11	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県行方警察署	20．1．11	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県偕楽園事務所	20．1．15	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立第二高等学校	20．1．15	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立大子清流高等学校	20．1．15	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立岩井高等学校	20．1．15	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立総和工業高等学校	20．1．15	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立境高等学校	20．1．15	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県東京農産物販売推進センター	20．1．16	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立藤代紫水高等学校	20．1．16	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立水海道第二高等学校	20．1．16	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立守谷高等学校	20．1．16	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸警察署	20．1．16	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県稲敷県税事務所	20．1．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立医療大学	20．1．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県内水面水産試験場	20．1．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸土地改良事務所	20．1．17	財務に関する事務の執行は，支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立鉾田農業高等学校	20．1．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立神栖高等学校	20．1．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県高萩警察署	20．1．17	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県近代美術館　天心記念五浦分館	20．1．18	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター 坂東地域農業改良普及センター	20．1．21	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立土浦工業高等学校	20．1．21	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立古河第一高等学校	20．1．21	財務に関する事務の執行は，財産に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立北高等学校	20．1．23	財務に関する事務の執行は，収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立北茨城養護学校	20．1．23	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県県西教育事務所	20．1．24	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸県税事務所	20．1．25	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立玉造工業高等学校	20．1．25	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立波崎高等学校	20．1．25	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦児童相談所	20．1．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県那珂水系ダム建設事務所	20．1．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立伊奈高等学校	20．1．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県大子警察署	20．1．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県日立警察署	20．1．28	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立江戸崎総合高等学校	20．1．29	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立三和高等学校	20．1．29	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県立石岡商業高等学校	20．1．30	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

機　関　名	実施年月日	監　査　の　結　果
茨城県立取手第一高等学校	20．1．31	財務に関する事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定に基づき，財政的援助団体等の監査をしたので，同条第９項の規定により，次のとおり公表する。

平成20年２月28日

茨城県監査委員　粕　田　良　一
同　武　藤　　均
同　島　﨑　英　男
同　平　田　公　敏

団　体　名	実施年月日	監査対象年度	監　査　の　対　象	監　査　の　結　果
財団法人　いばらき腎バンク	19．11．6	平成18年度	県出資金　281,288,000円 （基本金）　417,825,591円	出資に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県道路公社	19．11．13	平成18年度	県出資金　9,232,800,000円 （基本金）　11,706,300,000円 ［貸付金］ 茨城県道路公社事業運営資金貸付金　924,000,000円 ［債務保証限度額］　18,000,000,000円	出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
鹿島都市開発株式会社	19．11．16	平成18年度	県出資金　693,000,000円 （基本金）　1,480,800,000円 ［貸付金］ 茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資金貸付金　10,771,483,000円 ［公の施設の指定管理料］ 鹿島セントラルモール　77,772,000円	出資，公の施設の指定管理及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
財団法人　いばらき文化振興財団	19．11．28	平成18年度	県出資金等　690,000,000円 （基本金等）　690,000,000円 ［補助金］ いばらき文化振興財団運営費補助金　97,352,120円 ［公の施設の指定管理料］ 茨城県立県民文化センター　312,396,569円	出資，公の施設の指定管理及び補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

団体名	実施年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
財団法人　茨城県開発公社	19．11．28	平成18年度	県出資金　50,000,000円 （基本金）　90,000,000円 ［補助金］ いばらき産業情報発信事業費補助金　4,326,061円 ［損失補償限度額］　160,000,000,000円 ［公の施設の指定管理料］ 茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ　373,510,650円 砂沼広域公園　34,364,750円	出資，公の施設の指定管理及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
学校法人　土浦日本大学学園	19．11．29	平成18年度	［補助金］ 私立小中高等学校経常費補助金　944,684,000円 私立小中高等学校経常費補助金（教育改革推進特別補助）　1,800,000円 私立学校スクールカウンセラー配置事業費補助金　2,476,000円 私立高等学校授業料減免事業費補助金　7,128,000円 学校法人立幼稚園経常費等補助金　42,434,000円 私立幼稚園休業日等預かり保育推進事業費補助金　560,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

団体名	実施年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
財団法人　茨城県中小企業振興公社	19．12．14	平成18年度	県出資金　35,000,000円 （基本金）　35,000,000円 ［補助金］ 茨城県中小企業経営資源強化対策費補助金　197,840,252円 ものづくり産業活性化プロジェクト事業費補助金　15,514,213円 いばらき産業大県フェア2006開催事業費補助金　10,000,000円 いばらき未来産業プロジェクト（新事業創出推進事業）推進費補助金　70,005,725円 マネジメントエキスパート派遣事業費補助金　2,947,560円 知的所有権センター事業推進費補助金　25,696,326円 いばらき知的財産戦略推進事業費補助金　1,298,319円 設備資金貸付事業費補助金　20,691,854円 茨城県中心市街地商業活性化推進事業費補助金　7,387,635円 [貸付金] 小規模企業者等設備導入資金貸付金　700,000,000円 [損失補償] 茨城県小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償　11,362,000円 茨城県単独機械類貸与事業に係る損失補償　8,743,395円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

団体名	実施年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
財団法人　茨城県体育協会	19．12．14	平成18年度	県出資金　35,234,342円 （基本金）　69,282,316円 ［補助金］ 財団法人茨城県体育協会育成補助金　26,877,115円 競技力向上費補助金　103,996,164円 国民体育大会派遣費補助金　67,563,810円 財団法人茨城県体育協会給与費補助金　92,367,170円 ［公の施設の指定管理料］ 堀原運動公園　170,761,771円 笠松運動公園　510,216,288円 里美野外活動センター　36,961,658円	出資，公の施設の指定管理及び補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
財団法人　茨城県勤労者余暇活用事業団	19．12．27	平成18年度	県出資金　2,000,000円 （基本金）　4,000,000円 ［補助金］ 余暇活用センターやみぞ施設等整備費補助金　14,891,100円 ［貸付金］ 勤労者余暇活用事業団貸付金　34,000,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
大好きいばらき県民会議	19．12．27	平成18年度	［補助金］ 大好きいばらき県民会議補助金　35,737,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
株式会社　いばらき森林サービス	20．1．11	平成18年度	県出資金　100,000,000円 （基本金）　200,000,000円 ［補助金］ 茨城県森林整備担い手対策事業費補助金　861,000円	出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

団体名	実施年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	20．1．17	平成18年度	県出資金 10,000,000円 （基本金） 10,000,000円 ［補助金］ 茨城県社会福祉事業団運営費補助金 98,419,516円 ［公の施設の指定管理料］ 茨城県立あすなろの郷 3,378,772,881円 茨城県立児童センターこどもの城 74,770,000円 茨城県総合福祉会館 117,768,260円	出資，公の施設の指定管理及び補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
茨城県住宅供給公社	20．1．25	平成18年度	県出資金 5,000,000円 （基本金） 10,000,000円 ［補助金］ 経営支援補助金 4,611,000,000円 ［貸付金］ 一般事業貸付金 4,500,000,000円 公営住宅先行取得資金 1,535,447,000円 経営支援資金 36,990,000,000円 茨城県シニア住宅供給事業資金 1,000,000,000円 ［損失補償限度額］ 64,400,000,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
財団法人　茨城県消防協会	20．1．18	平成18年度	県出資金 116,400,000円 （基本金） 317,930,000円 ［補助金］ 財団法人茨城県消防協会運営費補助金 24,713,554円	出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

団体名	実施年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
茨城県土地開発公社	20．１．29	平成18年度	県出資金　30,000,000円 （基本金）　30,000,000円 ［補助金］ 茨城県土地開発公社経営支援補助金 972,000,000円 ［貸付金］ 茨城県土地開発公社経営健全化対策長期貸付金　22,593,000,000円 ［債務保証限度額］ 35,000,000,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。
財団法人　茨城県教育財団	20．１．29	平成18年度	県出資金　10,000,000円 （基本金）　10,000,000円 ［公の施設の指定管理料］ 茨城県立西山研修所　129,044,306円 茨城県立中央青年の家　180,348,545円 茨城県立白浜少年自然の家 114,503,357円 茨城県立さしま少年自然の家 130,325,994円 茨城県立吾国山洗心館　102,989,383円 茨城県水戸生涯学習センター 304,437,328円 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ　253,070,263円 茨城県県南生涯学習センター 212,660,804円 茨城県県西生涯学習センター 187,979,963円 茨城県立歴史館　593,236,610円	出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は，適正に処理されたものと認める。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）
発　行　　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）